周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業に基づく東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県からの移住促進に加え、岡山県から本市への移住促進を図るために実施する周南市創生テレワーク移住支援事業に係る支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、周南市補助金等交付規則(平成15年周南市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
 - (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき 住民登録することをいう。

(対象者要件)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第5条に 規定する申請(以下「申請」という。)のあった日から5年以上継続して本市に居 住する意思をもって転入する者であって、申請時において、次に掲げる要件を全 て満たす者とする。
 - (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県(以下「対象エリア」という。)に在住していたこと。この場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。
 - イ 転入する直前に、連続して1年以上対象エリアに在住していたこと。この 場合において、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職し た者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めること ができる。
 - (2) 移住先に関する要件 令和6年4月1日以降に転入したこと。

- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の 配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - イ 第5条に規定する申請書に記載された世帯員(以下「世帯員」という。)が、 補助対象者と移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属 していること(単身世帯を除く。)。
 - ウ 補助対象者及び世帯員がいずれも、申請の際、転入後1年以内であること。
 - エ 補助対象者及び世帯員がいずれも、本市市税を滞納していないこと。
 - オ 補助対象者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反 社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - カ 補助対象者及び世帯員がいずれも、過去において本市及び他の自治体が行う 同様の支援金の交付を受けておらず、及び他の同種の支援金の対象となってい ないこと。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認め た者でないこと。

(支援金の額等)

- 第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。
- 2 支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県からの移住の 場合 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 単身世帯 30万円
 - イ 2人以上の世帯 50万円

- (2) 岡山県からの移住の場合 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 単身世帯 15万円
 - イ 2人以上の世帯 25万円
- 3 2人以上の世帯のうち、申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を含む世帯 については、前項第1号イ又は前項第2号イの額に、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 前項第1号に該当する場合 18歳未満の者1人につき50万円
 - (2) 前項第2号に該当する場合 18歳未満の者1人につき25万円 (支援金の交付申請)
- 第5条 支援金の交付を申請しようとする補助対象者は、転入をした日から起算して 1年に到達する日までの間に、周南市創生テレワーク移住支援金交付申請書(別 記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 転入後の住民票の写し(2人以上の世帯向けの申請を行う場合にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分)
 - (2) 就業証明書(別記様式第2号)
 - (3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
 - (4) 住民票の写し(除票)等、補助対象者及び世帯員全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類(単身世帯は除く。)
 - (5) 市税の滞納がないことを証する書類(2人以上の世帯向けの申請を行う場合 にあっては、補助対象者を含めた世帯全員分)
 - (6) 対象エリアの大学等に通学し、対象エリアの企業等へ就職した者であって、 当該通学した期間を移住元としての期間に含めるものにあっては、卒業証明書 その他通学期間及び卒業校を確認できる書類
 - (7) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (支援金の交付決定等)
- 第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、 適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付決

定を行い、その旨を周南市創生テレワーク移住支援金交付決定通知書(別記様式 第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの周南市創生テレワーク移住支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び是正のための措置)

- 第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する 日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及 び第3条に規定する補助対象者の要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日 までに、周南市創生テレワーク移住支援金現況届(別記様式第5号)により市長 に報告しなければならない。
- 2 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求める ことができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付 決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、 本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りで ない。
 - (1) 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 正当な理由なく、前条第1項の報告を行わないとき、又は前条第2項の規定による求めに応じなかったとき。
 - (3) 申請のあった日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。
 - (4) 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。
 - 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に 支援金を交付しているときは、同項第1号から第3号までに該当する場合にあっ ては支援金の全額について、同項第4号に該当する場合にあっては支援金の半額 について、その返還を期限を定めて周南市創生テレワーク移住支援金返還請求書 (別記様式第6号)により請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月24日要綱第99号)

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

附 則(令和6年10月15日)

- 1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 改正後の周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施 行の日(以下「施行日」という。)以降に転入した者について適用し、施行日前 に転入した者については、なお従前の例による。